

鳥取県健康危機管理マニュアル

制定 平成14年 4月 1日

改正 平成16年 9月13日

鳥取県福祉保健部

目 次

1	目 的	1
2	健康危機の定義	1
3	職員の心得	1
4	地方機関と本庁の役割	1
5	平常時の体制	1
6	健康危機発生時の連携体制	2
7	健康危機発生時の体制と連絡方法	3
8	健康危機発生時の対応	5
	(1) 健康危機発生時の探知	
	(2) 初動体制の確立	
	(3) 関係機関への連絡	
	(4) 報道機関対応	
	(5) 健康被害者の医療確保	
	(6) 健康危機の内容確認と原因追及	
	(7) 被害拡大防止対策	
	(8) 社会不安の除去と防止対策	
	(9) 健康危機の終息確認とまとめ	
	(10) 健康危機による被害の回復	
9	対策本部長および各班の役割	8
10	健康危機管理対応チェック項目	10
11	関係機関一覧	11
	(1) 医療機関	11
	(2) 中毒対応	14
	(3) 医薬品確保	14
	(4) 消防局	14
	(5) 警察署	15
	(6) 検査関係機関	15
12	各種記録等の書式	17
	(健危様式 1) 発生情報受信票	17
	(健危様式 2) 対応記録票	18
	(健危様式 3) 被害者・現場関係者名簿	19
	(健危様式 4) 被害者等検査一覧表	20
	(健危様式 5) 疫学調査票 (感染症・食中毒調査票で対応)	21
	(健危様式 6) 健康相談票	22
	(健危様式 7) 対策本部記録票	23

1 目的

このマニュアルは、健康危機の発生時に情報の収集と伝達を速やかに行い、被害の規模や内容等を勘案して適切な初動体制を構築し、健康被害者の生命を守るとともに、健康被害の拡大防止を図ることを目的とする。

なお、災害時や食中毒、感染症など既存マニュアルで対応可能な場合はそれぞれのマニュアルで対応する。

2 健康危機の定義

「健康危機」とは、医薬品、毒物劇物、感染症、食中毒、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態をいう。

3 職員の心得

- (1) 職員は、県民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を常に持ち、予断を持って判断することなく、科学的かつ客観的な評価に努めるものとする。
- (2) 健康危機が発生した場合は、自らすすんで自分の役割を果たすよう努めるものとする。いたずらに上司の指示を待ってはいけない。なお、健康被害者の生命を守ることが何よりも優先されるべきである。

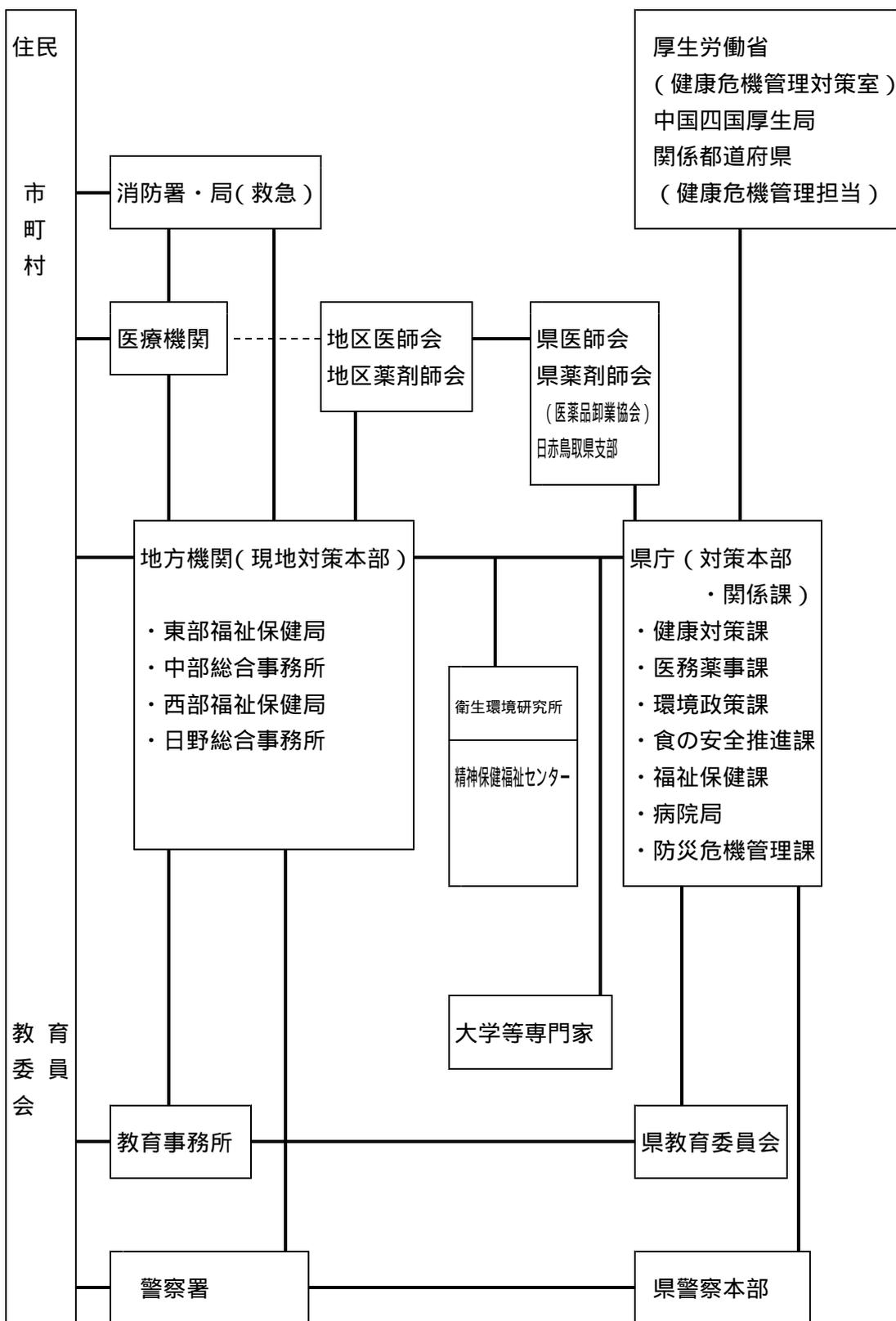
4 地方機関と本庁の役割

- (1) 地方機関は、地域における健康危機管理の拠点として、平常時に監視業務等を通じて健康危機の発生未然防止に努め、健康危機発生時にはその情報を把握し本庁に報告するとともに、被害者の医療確保、原因究明、被害拡大の防止などの対策を行う。
- (2) 本庁は、各種情報の収集・分析などを行い地方機関に提供するとともに、広域的な調整等を行う。また、状況に応じ必要な職員を地方機関に派遣し現場の体制を強化するとともに情報を一元的に管理し県民に適切に情報提供を行う。

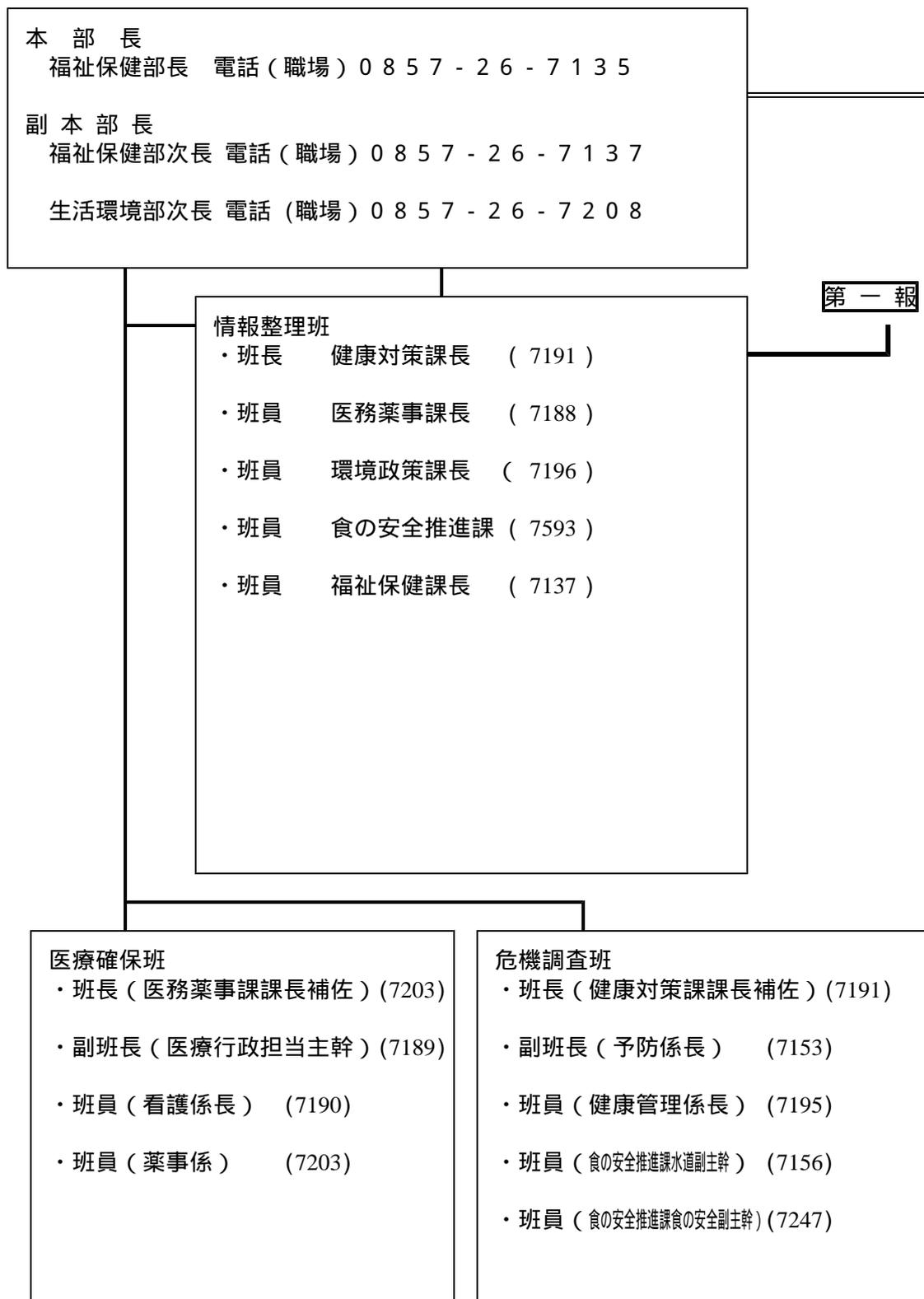
5 平常時の体制

- (1) 各種情報の収集整理と関係者との共有を図る。
- (2) 関係団体や県民への情報提供を行う。
- (3) 各種監視指導の徹底を図る。

6 健康危機発生時の連携体制



7 健康危機発生時の体制と連絡方法
対策本部



関係機関（情報提供、協力依頼等）

県庁関係部局等

- ・知事 7000
- ・総務部部長 7008
- ・生活環境部部長 7180
- ・防災監 7587
- ・病院局管理者 7582
- ・農林水産部部長 7250
- ・教育委員会教育長 7501
- ・東部福祉保健局 0857-22-5161~5164 衛星携帯 090 - 7999 - 4201
- ・東部福祉保健局八頭支局 0858-72-0132・0099 衛星携帯 090 - 7999 - 4202
- ・中部総合事務所 0858-23-3122・3153 衛星携帯 090 - 7999 - 4203
- ・西部福祉保健局 0859-31-9315 衛星携帯 090 - 7999 - 4205
- ・日野総合事務所 0859-72-2030・0041・0042 衛星携帯 090 - 7999 - 4204
- ・精神保健福祉センター 0857-21-3031
- ・衛生環境研究所 0858-35-5411

厚生労働省 03-5253-1111

- ・健康危機管理対策室 電話 03(3595)2171
 - 健康危機管理官 (内線 3814)
 - 健康危機管理調整官
 - 健康危機管理調整官
 - ・中国四国厚生局 総務課 082-223-8181 保健福祉課 082-511-2104
- 関係都道府県

医療関係

- ・鳥取県医師会 事務局 0857-27-5566
- FAX 0857-29-1578
- ・鳥取県薬剤師会 事務局 0857-27-6161
- FAX 0857-27-5084
- ・日本赤十字社鳥取県支部 0857-22-4466・26-8367
- ・鳥取大学医学部 0859-33-1111

- ・警察本部 0857-23-0111

8 健康危機発生時の対応

(1) 健康危機発生の探知

出来るだけ早く、確実に情報を得ることが大切である。

情報の入手日時

情報の発信者(機関)

情報の受信者

情報の内容(5W1H)

上司(課長)への報告

(2) 初動体制の確立

健康対策課長が福祉保健局(現地対策本部)からの連絡や関係機関等からの健康危機情報を受け、感染症・食中毒対応マニュアルで対応出来ないと判断した場合は、速やかに福祉保健部長と協議し、健康危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

また、現地対策会議の開催が必要と判断した場合は、現地対策本部 長にその旨を指示する。

各班への初動を指示する。

関係部局・機関への協力を要請する。

必要に応じ、関係部局・専門家等で構成する専門家会議を設置する。

なお、その発生状況等から全庁的な対応が必要な場合は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき知事を議長とする「鳥取県危機管理委員会」を開催し、県としての初動方針の決定を行う。

(3) 関係部局、関係機関等への連絡

対策本部長は、知事および関係部局、関係機関の長等に電話等で第一報の連絡をする。

以後随時、関係部局の長等と連絡を取り合う。

(4) 報道機関対応について

報道機関への対応を一元的に行う。

緊急時こそ、混乱や不安の拡がりを防ぐためにも、報道機関への情報提供を確実にを行う。事件発生の速報、必要に応じた記者発表、定時的資料の提供などを行う。

被害規模が大きかったり、長期間にわたる場合などには、広報体制について広報課と連携を図る。

(5) 健康被害者の医療確保

医療確保班は、現地対策本部からの情報により、被害者の状況、受診医療機関名、主治医を把握する。

地域の医療機関のみでは対応困難なとき及び被害の拡大が想定されるときは、県医師会、鳥取大学付属病院、日赤鳥取県支部等へ医療救護班派遣、患者受け入れ等の協力要請を行う。

(防災ヘリの活用については、各消防局長が基準に基づき消防防災航空センターに要請することとされている。)

県内の病院の空床状況を把握し、現地対策本部に情報提供を行う。また、必要に応じて県外の病院についての空床状況把握を他県に依頼し把握する。

中毒の治療薬等の特殊な医薬品や処置が必要な場合は、現地対策本部と協力し情報提供及びその確保に努める。

(6) 健康危機の内容確認と原因追及

危機調査班は、班員を現場に派遣し、現地対策本部と協力し患者の症状、被害発生時の状況、発生現場の状況を把握する。

現地調査班の疫学調査に協力する。

専門家・専門機関に協力を求める必要がある場合、要請を行う。(要請は対策本部長が行う。)

疫学的調査と検査の結果をもとに、健康危機の内容と原因を明らかにする。

原因が明らかになった場合は、対策本部長に報告する。

原因が感染症または毒劇物を含む食中毒と判明し、既存の対応マニュアルで対応可能となった場合は、対策本部長の指示でそれぞれの対応マニュアルに移行する。

(7) 被害拡大防止対策

健康危機の原因と思われるものが現場に残されている場合、現地対策本部と協力しその除去に努めるとともに、避難の必要性を検討し、県民に注意を呼びかける。

高齢者・障害者・在宅療養者等要支援者への情報提供と安否確認を行う。

飲料水及び食品の安全確認を行う。

原因除去に、他の関係機関の協力が必要な場合は、対策本部長が依頼する。

(8) 社会不安の除去と再発防止対策

健康危機の発生状況、その対応等について、報道関係や県のホームページを通じて県民に情報提供を行い、協力を呼びかける。

現地対策本部と協議の上、必要に応じ現地説明会を開催する。

情報整理班は、対策本部長のもとで入手出来た情報を随時整理する。また、対策本部長の指示により、他の班および関係機関に情報提供を行う。

(9) 健康危機の終息確認とまとめ

新たな患者発生が認められず、健康危機の原因が除去されたと考えられる場合、対策本部長は終息を宣言し、各班に活動のまとめを作成するよう指示する。

(10) 健康危機による被害の回復

被害者等への心のケアなどを行う。

(11)従事した職員の心のケア対応

職員自身が被害を受けた場合、心のケアなどを行う。

9 対策本部長及び各班の役割

(1) 対策本部長及び副本部長

初動体制の確立と各班への指示、関係機関の長への連絡・調整、現地対策本部への指示、報道関係への情報提供、終息の確認と評価、国への報告。

健康危機の内容を検討し、初動体制を確立する。

(各班体制と職員の配置を点検し、初動を指示する。部長室または災害対策本部室(第2庁舎4階)を健康危機対策本部とし、表示する。)

関係機関の長への連絡・調整を行う。

(第一報を知事に報告し、関係機関の長に連絡するとともに協力を依頼する。以後、必要に応じて専門家会議を開催する。その場合の事務局は、情報整理班が行う。)

現地対策本部への指示を行う。

(現地対策本部で対応できない場合、情報整理班の解析をもとに医療確保、原因追及、原因除去などについての具体的対応策を決定し、現地対策本部長に指示を行う。また、現地対策会議設置の可否を検討する。)

報道機関への対応を一元的に行う。

速報：突発的イベントが発生した場合、事態の発生それ自体を速報する。(対策本部又は、健康対策課が広報課へ連絡する。)

夜間休日広報課緊急用携帯電話 090-1017-8275

以後：・必要に応じ記者発表を行う。

- ・早急に事態の概要、現時点での状況、今後の見通しや影響、対策などをまとめる。
- ・定時的に資料提供を行う。

(注) 対策本部が設置されない場合は、健康対策課が実施する。

対策本部の解散

- ・新たな患者発生が無く、原因が除去されたと考えられる場合は健康危機の終息を宣言し対策本部を解散する。
- ・各班の活動をまとめ、知事に報告するとともに国及び関係機関に情報提供を行う。なお、原因追及の結果、感染症または食中毒と判明し既存のマニュアルで対応可能となった場合はその旨を宣言し、対策本部を解散する。

(2) 情報整理班

情報の収集・整理・解析、対策本部長への報告、各班・関係機関への情報提供、地方機関への応援調整、専門家会議の準備（必要時）

班員を現地に派遣する。（現地対策本部の応援に従事する。）
健康危機対策本部を災害対策本部室に設置する場合は、各課執務室との連絡員を置く。
本部長の下に集まる情報の点検・整理を行う。
本部長の指示の点検・整理を行う。
各班の情報の点検・整理を行う。
情報の解析、具体的対応策の検討、本部長への報告、各班への情報提供を行う。
専門家等への協力要請の検討と人選を行う。
地方機関への応援調整を行う。（医療確保、現地調査、相談窓口など）
専門家会議の準備を行う。（必要時）
最終のまとめを作成する。

(3) 医療確保班

健康被害状況の把握、医療の確保支援

健康被害者の状況、受診医療機関名、主治医名等を被害者名簿（様式3）などで把握する。
中毒治療薬など特殊な医薬品、処置などの必要性の把握とその確保を行う。
被害拡大が予想される場合、病院局、県医師会、県薬剤師会等への協力依頼を検討する。
県内病院の空床数把握、現地対策本部への情報提供を行う。
他県への空床情報の照会について検討する。（必要時）
最終のまとめを作成する。

(4) 危機調査班

健康危機の内容確認、原因究明、原因除去方法の検討と実施

班員を現地に派遣する。（現地対策本部の応援に従事する。）
現地調査班（現地対策本部）と連絡を取りながら、原因究明に努める。
原因と疑われる物の除去や除染について、現地調査班（現地対策本部）のみで対応出来ない場合は、協力して行う。
原因究明や原因の除去等に専門家の助言が必要な場合は、情報整理班と協議する。
原因究明やその除去に他県の協力を要する場合は、情報整理班と協議する。
最終のまとめを作成する。

10 健康危機管理対応チェック項目（本庁マニュアル用）

- 1 健康危機発生の探知
 - ・情報入手内容と上司への報告
- 2 初動体制の確立
 - ・各班編制が迅速に行われたか。
 - ・各班の役割分担が明確に行われたか。
- 3 関係機関への連絡
 - ・関係機関への連絡、協力依頼に漏れはないか
- 4 報道機関対応
 - ・速報、記者発表、資料提供等の一元的実施
 - ・広報課との連携
- 5 健康被害者の医療確保
 - ・被害者の医療確保状況把握
 - ・被害拡大時に備えた医療機関への協力要請
 - ・現地対策本部への情報提供（空床、医薬品、処置）
- 6 健康危機の内容確認と原因追及
 - ・健康危機の内容把握（発生時の状況、症状、現場の状況確認）
 - ・現地調査班への支援（職員派遣、疫学調査についての助言）
 - ・派遣職員の汚染防止
（長靴、防護服、ゴム手袋、マスク、フェイスガードやゴーグル、帽子、ビニール袋）
 - ・専門家・専門機関への協力要請の検討
 - ・検体検査結果と疫学調査結果のとりまとめ
- 7 被害拡大防止
 - ・現場の消毒指示（消毒薬、消毒範囲、今後の注意）
 - ・原因除去について、他機関への協力要請の検討
 - ・周辺住民への注意喚起指示
 - ・飲料水や食品の安全確認指示
- 8 社会不安の除去・再発防止
 - ・情報提供内容の検討。
- 9 健康危機終息の確認
 - ・原因に応じた安全確認の方法検討。
 - ・観察期間の検討。
- 10 健康危機による被害の回復
 - ・被害者への心のケア等についての検討。

1 1 関係機関一覧

(1) 医療機関

- ・災害時用衛星携帯電話番号

設置場所	番 号
鳥取県医師会	0 9 0 - 9 5 0 4 - 3 8 2 2
東部医師会	0 9 0 - 9 0 6 3 - 4 2 9 9
中部医師会	0 9 0 - 9 0 6 3 - 0 8 7 5
西部医師会	0 9 0 - 9 5 0 6 - 8 0 6 3
県立中央病院	0 9 0 - 9 0 6 3 - 1 9 1 3
鳥取赤十字病院	0 9 0 - 4 5 7 3 - 6 8 0 0
県立厚生病院	0 9 0 - 4 5 7 5 - 9 0 7 8
鳥取大学医学部付属病院 救急部	0 9 0 - 5 2 6 6 - 6 8 0 6
日南病院	0 9 0 - 1 6 8 7 - 7 2 4 4
済生会境港総合病院	0 9 0 - 8 9 9 7 - 8 2 2 3

(参考)

東部福祉保健局	0 9 0 - 7 9 9 9 - 4 2 0 1
東部福祉保健局八頭支局	0 9 0 - 7 9 9 9 - 4 2 0 2
中部総合事務所福祉保健局	0 9 0 - 7 9 9 9 - 4 2 0 3
西部福祉保健局	0 9 0 - 7 9 9 9 - 4 2 0 5
日野総合事務所福祉保健局	0 9 0 - 7 9 9 9 - 4 2 0 4

- ・三次救急医療機関

医療機関名	電 話	F A X
鳥取県立中央病院	0857 - 26 - 2271	0857 - 29 - 3227
鳥取大学付属病院	0859 - 33 - 1111	0859 - 34 - 8074

- ・日本赤十字社鳥取県支部 0 8 5 7 - 2 2 - 4 4 6 6
2 6 - 8 3 6 7

(参考) 第一種感染症指定医療機関

(H 1 6 年 4 月 1 日現在)

病院名	電 話	病院名	電 話
山形県立中央病院	023 - 685 - 2626	大津市民病院	077 - 522 - 4607
成田赤十字病院	0476 - 22 - 2311	大阪市立総合医療センター	06 - 6929 - 1221
東京都立荏原病院	03 - 5734 - 8000	市立堺病院	0722 - 21 - 1700
東京都立墨東病院	03 - 3633 - 6151	市立泉佐野病院	0724 - 69 - 3111
新潟市民病院	025 - 241 - 5151	神戸市立中央市民病院	078 - 302 - 4321
岡山大学医学部付属病院	086 - 223 - 7151	福岡市立こども病院 感染症センター	092 - 713 - 3111
奈良県立医科大学付属病院	0744 - 22 - 3051	熊本市立熊本市市民病院	096 - 365 - 1711

東部地区

・救急告示医療機関

医療機関名	電 話	F A X
鳥取県立中央病院	0857 - 26 - 2271	0857 - 29 - 3227
鳥取市立病院	0857 - 37 - 1522	0857 - 37 - 1553
鳥取赤十字病院	0857 - 24 - 8111	0857 - 22 - 7903
鳥取生協病院	0857 - 24 - 7251	0857 - 26 - 1393
岩美町国保 岩美病院	0857 - 73 - 1421	0857 - 73 - 0028
国民健康保険智頭病院	0858 - 75 - 3211	0858 - 75 - 3211

・その他の病院

医療機関名	電話番号	F A X
国立病院機構西鳥取病院	0857 - 59 - 1111	0857 - 22 - 1037
鳥取産院	0857 - 23 - 3151	0857 - 22 - 0006
尾崎病院	0857 - 28 - 6616	0857 - 31 - 0730
ウエルフェア北園渡辺病院	0857 - 27 - 1151	0857 - 27 - 1152
鳥取医療生協鹿野温泉病院	0857 - 84 - 2311	0857 - 84 - 3287
医療法人明和会渡辺病院	0857 - 24 - 1151	0857 - 24 - 1024
幡病院	0857 - 22 - 2346	0857 - 23 - 4575
上田病院	0857 - 22 - 4319	0857 - 31 - 1882
国立病院機構鳥取病院	0857 - 22 - 4121	0857 - 22 - 1037

・初期救急

医療機関名	電 話	F A X
東部医師会付属急患診療所	0857 - 22 - 2782	0857 - 21 - 9511

中部地区

・救急告示医療機関

医療機関名	電 話	F A X
鳥取県立厚生病院	0858 - 22 - 8181	0858 - 22 - 1350
医療法人里仁会北岡病院	0858 - 22 - 3176	0858 - 22 - 7299
清水病院	0858 - 22 - 6161	0858 - 22 - 3030
医療法人十字会野島病院	0858 - 22 - 6231	0858 - 22 - 6843

・その他の病院

医療機関名	電話番号	F A X
医療法人清和会垣田病院	0858 - 26 - 5211	0858 - 26 - 6724
医療法人専仁会信生病院	0858 - 26 - 7773	0858 - 26 - 7753
医療法人清生会谷口病院	0858 - 26 - 1211	0858 - 26 - 1251
倉吉病院	0858 - 26 - 1011	0858 - 26 - 4794
藤井政雄記念病院	0858 - 47 - 4555	0858 - 26 - 4794
中部医師会立三朝温泉病院	0858 - 43 - 1321	0858 - 43 - 2732
岡山大学三朝分院	0858 - 43 - 1211	0858 - 43 - 1305

・初期救急

医療機関名	電話番号	F A X
中部休日急患診療	0858 - 22 - 5780	0858 - 23 - 1323

西部地区

・救急告示医療機関

医療機関名	電 話	F A X
鳥取大学付属病院	0859 - 33 - 1111	0859 - 34 - 8074
国立病院機構米子医療センター	0859 - 33 - 7111	0859 - 34 - 1580
山陰労災病院	0859 - 33 - 8181	0859 - 22 - 9651
米子中海病院	0859 - 24 - 1501	0859 - 24 - 1502
博愛病院	0859 - 29 - 1100	0859 - 29 - 6322
高島病院	0859 - 32 - 7711	0859 - 23 - 3863
新田外科腸科病院	0859 - 33 - 1100	0859 - 33 - 1159
済生会境港病院	0859 - 42 - 3161	0859 - 42 - 3165
医療法人元町病院	0859 - 44 - 0101	0859 - 44 - 5623
西伯町国保 西伯病院	0859 - 66 - 2211	0859 - 66 - 4012
日野病院	0859 - 72 - 0351	0859 - 72 - 0089
日南病院	0859 - 82 - 1235	0859 - 82 - 1341

・初期救急

医療機関名	電話番号
米子市急患診療所	0859 - 34 - 6253
境港日曜日応急診療所	0859 - 44 - 4173

・その他の病院

医療機関名	電話番号	F A X
広江病院	0859 - 29 - 5351	0859 - 29 - 7179
医療法人勤誠会 米子病院	0859 - 26 - 1611	0859 - 26 - 0801
皆生病院	0859 - 22 - 3638	0859 - 22 - 3638
友誠会 皆生温泉病院	0859 - 32 - 9119	0859 - 32 - 3869
西部リハビリテーション病院	0859 - 56 - 4073	0859 - 56 - 5233
大山リハビリテーション病院	0859 - 68 - 4111	0859 - 68 - 4185
溝口中央病院	0859 - 62 - 1212	0859 - 62 - 1239

(2) 中毒対応

・日本中毒情報センター

大阪中毒110番 0990 - 50 - 2499 06 - 6879 - 1232

つくば中毒110番 0990 - 52 - 9899 0298 - 51 - 9999

NBCテロ(化学テロ)ホットライン 06 - 4864 - 6680

・鳥取県薬剤師会薬事情報センター 0857 - 27 - 6147

・中毒治療薬等保持状況

(参考) 医務薬事課 「救急告示病院薬物中毒治療・解毒剤取扱状況一覧」

(3) 医薬品確保

・鳥取県薬剤師会 事務局 0857 - 27 - 6161

F A X 0857 - 27 - 5084

(参考) 医務薬事課 「鳥取県医薬品卸業協会緊急連絡網」

「県内医薬品卸売業者の夜間連絡先」

「県内医薬品卸売業者の薬物中毒・解毒剤取扱状況一覧」

(4) 消防局

局名	電話	F A X
東部消防局	0857 - 23 - 2301	0857 - 26 - 9406 (通信室)
中部消防局	0858 - 26 - 2121	0858 - 26 - 2120 (館消防署通信室)
西部消防局	0859 - 35 - 1951	0859 - 35 - 1964 (指令課)

東部地区

消防署名	電 話	F A X
鳥取消防署	0857 - 29 - 6891	0857 - 26 - 9407
東町出張所	0857 - 26 - 5545	0857 - 26 - 9359
吉方出張所	0857 - 23 - 2810	0857 - 26 - 9368
国府分遣所	0857 - 27 - 0341	0857 - 26 - 9434
湖山消防署	0857 - 28 - 4321	0857 - 28 - 4493
岩美消防署	0857 - 73 - 1221	0857 - 72 - 0048
八頭消防署	0858 - 85 - 1211	0858 - 85 - 1699
智頭出張所	0858 - 75 - 3611	0858 - 75 - 0549
若桜出張所	0858 - 82 - 1611	0858 - 82 - 1960
用瀬出張所	0858 - 87 - 3111	0858 - 87 - 2715
気高消防署	0857 - 82 - 2211	0857 - 82 - 2479
青谷出張所	9857 - 85 - 1411	0857 - 85 - 1213

中部地区

消防署名	電 話	F A X
倉吉消防署	0858 - 26 - 2121	0858 - 26 - 2120
西倉吉消防署	0858 - 28 - 2110	0858 - 28 - 4568
羽合消防署	0858 - 35 - 2713	0858 - 35 - 2714
東伯消防署	0858 - 52 - 3346	0858 - 52 - 3347

西部地区

消防署名	電 話	F A X
米子消防署	0859 - 39 - 0251	0859 - 39 - 0252
皆生出張所	0859 - 39 - 0253	0859 - 39 - 0254
西伯出張所	0859 - 39 - 6003	0859 - 39 - 6004
境港消防署	0859 - 47 - 0119	0859 - 47 - 0031
弓浜出張所	0859 - 48 - 2005	0859 - 48 - 2004
大山消防署	0859 - 39 - 5002	0859 - 39 - 5003
中山出張所	0859 - 49 - 3001	0859 - 49 - 3002
江府消防署	0859 - 77 - 2001	0859 - 77 - 2002
溝口出張所	0859 - 39 - 9001	0859 - 39 - 9002
生山出張所	0859 - 77 - 1001	0859 - 77 - 1002

(5) 警察署

警察署名	電 話	F A X
岩美警察署	0857 - 73 - 0110	0857 - 73 - 0110
鳥取警察署	0857 - 21 - 0110	0857 - 21 - 0110
郡家警察署	0858 - 72 - 0110	0858 - 72 - 0110
智頭警察署	0858 - 75 - 0110	0858 - 75 - 0110
浜村警察署	0857 - 82 - 0110	0857 - 82 - 0110
倉吉警察署	0858 - 26 - 7110	0858 - 26 - 7110
八橋警察署	0858 - 49 - 0110	0858 - 49 - 0110
米子警察署	0859 - 33 - 0110	0859 - 33 - 0110
境港警察署	0859 - 44 - 0110	0859 - 44 - 0110
溝口警察署	0859 - 63 - 0110	0859 - 63 - 0110
黒坂警察署	0859 - 74 - 0110	0859 - 74 - 0110

(6) 検査関係機関

	電話	F A X
衛生環境研究所	0858 - 35 - 5411	0858 - 35 - 5413
食肉衛生検査所	0859 - 54 - 2531	0859 - 54 - 4814

1 2 各種記録等の書式
(健危 様式 1)

No _____

健康危機 発生情報受信票

受信日時	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
受信方法	電話	来所	ファックス	電子メール	その他 ()
受信者名	_____課_____						

情報内容

危機発生日時	年	月	日	午前・午後	時	分	頃
発生場所	市 町 村						
危機の内容・原因							
被害者数	人						
主な症状							
現場での対応状況など参考事項							
他機関への連絡の有無							
無・有 (警察 消防・救急 市町村 病院 その他)							
情報提供者							
氏名							
住所 (所属) 市・町・村							
連絡先 自宅 勤務先							

処理 回覧 部長 次長 課長 参事 補佐 係長 情報整理班 指示

(健危 様式2)

No _____

健康危機 対応記録票

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

_____ 班

_____ 担当

項 目	対 応 時 刻 と 内 容	備 考 (成 果 と 課 題)

健康危機 被害者・現場関係者名簿

番号	氏名 (性・生年月日)	住所 (電話)	発症日	受診医療機関 (主治医)	入院	症状・臨床診断 検査項目等	転帰
1	(.)	()		()			
2	(.)	()		()			
3	(.)	()		()			
4	(.)	()		()			
5	(.)	()		()			
6	(.)	()		()			
7	(.)	()		()			
8	(.)	()		()			
9	(.)	()		()			
0	(.)	()		()			

備考：転院をされている場合、初診機関と転院先を受診医療機関欄に記入すること

(健危 様式 5)

No _____

健康危機 疫学調査票

(感染症対応マニュアル又は食中毒処理マニュアルの調査票で対応)

健康危機 健康相談票

件名			
相談者	氏名 <small>フリガナ</small>	生年月日	(歳)
	住所	電話番号	
受付年月日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	電話 来所 その他	受付者氏名

相談内容

<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状、経過、受診の有無など 呼吸器系 消化器系 神経系 皮膚粘膜 その他

相談者への指示等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診勧奨、検査、経過観察、一般的予防法など

(健危 様式 7)

No _____

健康危機 対策本部記録

平成 年 月 日 時現在
記録者

1 健康被害の状況

(1) 発生日時・場所

(2) 健康被害の内容

(3) 被害者数 (性・年代別)

	0歳	～9	10～	20～	30～	40～	50～	60～	70～	不詳	合計
男性											
女性											
不詳											
合計											

・入院 ・外来 ・その他 ・死亡

(4) 被害者への対応

2 原因究明

(1) 調査の範囲

(2) 調査方法

(3) 調査結果

3 対応策とその効果

(1) 原因の除去

(2) 再発防止策

(3) 社会不安の除去

4 関係機関との連絡調整

5 報道対応

6 今後の方針